

第六号様式別表十(用紙日本産業規格A4)(第五条関係)
更生欠損金額等及び民事再生等評価換えが行われる場合の
再生等欠損金額等の控除明細書

第1号
第2号
第3号
第4号

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

更 生 欠 損 金 額 等 の 控 除 明 細 書					
債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	①	円	適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑧ 円
	私財提供を受けた金銭の額	②		当期控除額(⑦と⑧のうち少ない金額)	⑨
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	③		欠損金額等(⑫の計)	⑩
	資産の評価益の総額	④		差引欠損金額等(⑧－⑩)	⑪
	資産の評価損の総額	⑤		欠損金額等からしないものとする金額(⑨－⑪)(マイナスの場合は0)	⑫
	純評価益の額(④－⑤)(マイナスの場合は0)	⑥			
	計(①＋②＋③＋⑥)	⑦			
民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書					
債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	⑬	円	適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑲ 円
	私財提供を受けた金銭の額	⑭		⑲の金額を控除する前の所得	⑳
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	⑮		当期控除額(⑱、⑲と㉑のうち少ない金額)	㉑
	資産の評価益の総額	⑯		欠損金額等(㉒の計)	㉒
	資産の評価損の総額	⑰		差引欠損金額等(⑲－㉒)	㉓
	計(⑬＋⑭＋⑮＋⑯－⑰)	⑱		欠損金額等からしないものとする金額(㉑－㉓)(マイナスの場合は0)	㉔
	控 除 未 済 欠 損 金 額 等 の 調 整				
発生事業年度	調整前の控除未済欠損金額等	欠損金額等からしないものとする金額(当該発生事業年度の㉕と((⑫又は㉑)－当該発生事業年度前の㉕の合計額)のうち少ない金額)		差引控除未済欠損金額等(㉕－㉖)	
	㉕	㉖	㉗		
・	円	円	円		
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
計					

第6号様式別表10記載要領

- 1 「更生欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第4項に規定する個別欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。)について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。
(1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人
(2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人
- 2 「民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。
(1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。)第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする法人
(2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項(震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする法人
- 3 「

第1号 ・ 第3号 ・ 第4号	に掲げる事業

」 となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。 |
- 4 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額又は個別欠損金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
- 5 「調整前の控除未済欠損金額等㊟」の欄は、当該事業年度が法人税法第57条第2項又は第4項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第6号様式別表12の「調整後の控除未済欠損金額等㊢」の欄の金額を記載すること。
- 6 法人税法施行規則第26条の6に規定する書類を添付すること。